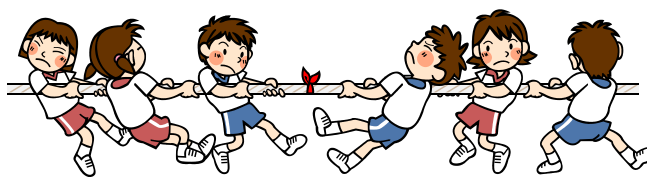
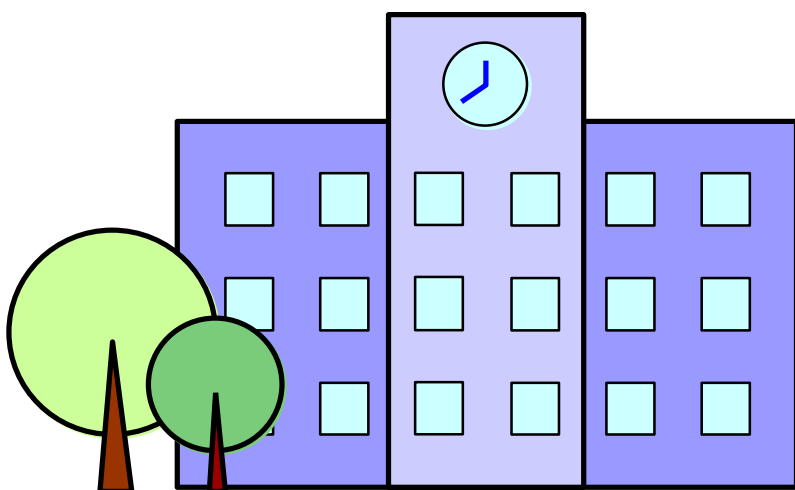


平成25年3月1日

気仙沼市義務教育環境整備計画（案）



平成25年3月

気仙沼市教育委員会

目 次

はじめに	2
I 気仙沼市義務教育環境整備計画の基本方針		
1 本市が目指す学校教育	3
2 気仙沼市義務教育環境整備計画の基本的な考え方		
(1) 児童・生徒数の現状	4
(2) 学校規模と配置の現状		
(3) 本市立学校の学校規模・学校配置の考え方		
3 気仙沼市義務教育環境整備計画の推進にあたっての基本的な事項		
(1) 地域ブロックでの実施	9
(2) 地域との協働		
(3) 通学の安全確保や施設整備		
(4) 学校施設や跡地利用について		
4 配慮する事項	9
(1) 複式学級の解消への理解		
(2) 地域コミュニティとの関わり		
(3) 災害への対応		
(4) 児童生徒の心のケアへの対応		
(5) 閉校後の学校記録や歴史の保存		
(6) 地域懇談会や統合準備会の実施		
5 統合・通学区域の再編の具体的な実施にあたって	11
(1) 地域懇談会の開催		
(2) 統合準備会の設置と運営		
(3) 統合に向けた計画の概要		
II 気仙沼市義務教育環境整備の実施計画		
1 市立小・中学校の統合の予定年度	12
(1) 統合や通学区域の再編		
(2) 平成27年度の整備計画の見直し		
2 推進にあたって		

はじめに

気仙沼市では、義務教育環境の整備を推し進めるため、少子化による児童・生徒数の減少と学校の小規模化が進む現状を踏まえ、平成23年1月25日、学識経験者や地域・保護者代表、学校関係者から成る「気仙沼市義務教育環境検討委員会（以下検討委員会）」を立ち上げ、以下の4項目を諮問しました。

- 1 学校規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方
- 2 学習・教育環境向上のための具体的な学校配置案
- 3 学校規模・配置の適正化に向けた具体的な方策
- 4 その他義務教育環境整備に向け必要となる事項

検討委員会は、15回に渡る審議と過小規模校を中心とした学校視察、教育委員会主催の地域懇談会で得られた保護者・地域の皆様からのご意見等を踏まえて答申をまとめ、平成24年10月22日に、市長並びに教育長に提出しました。

教育委員会では、検討委員会の答申をもとに、学校が地域コミュニティに果たしてきた役割を踏まえながら、児童生徒の教育環境の整備の実現に向けて「気仙沼市義務教育環境整備計画（以下整備計画）」を策定しました。この整備計画は、今後10年間の学校規模・配置の適正化に向けた取組の計画を示すものです。10年間で3段階に分け、第1段階では、小規模化に伴う課題を緊急に解決するために必要な学校統合を行います、第2段階では、複式学級の解消や規模の小さい中学校の課題解決のため統合を進めます。第3段階では、学校規模・配置の適正化を一層進めることとしています。途中、平成27年度に整備計画の見直しを行い、復興の状況や児童・生徒数、居所の状況等を把握し、実態を的確に捉えた義務教育環境整備計画となるよう努めます。

震災によって子ども達を取り巻く環境は一変し、震災からの復旧復興と併せて整備計画を推進することは難しさも伴います。しかし将来を担う子ども達の教育環境の整備は急務であります。一人一人の学びを豊かにし、夢と希望をもって主体的に学び続けていく児童生徒を教育環境から支えていくことは、本市の発展へと結びつく営みであると確信いたします。

今後とも、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

I 気仙沼市義務教育環境整備の基本方針

1 本市が目指す学校教育

教育基本法第一条教育の目的には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と示されています。

また、文部科学省では、東日本大震災を踏まえた「第2期教育振興基本計画」が検討され、その中間まとめには、以下のような4つの基本的方向性が述べられています。

- 1 社会を生き抜く力の養成
… 多様で変化の激しい社会の中で人の自立と協働をはかるための主体的・能動的な力の養成
- 2 未来への飛躍を実現する人材の養成
… 「多様な体験」「切磋琢磨の機会」の増大、「優れた能力と多様な個性を伸ばす」環境づくり
- 3 学びのセーフティーネットの構築
… 学習機会の確保、安全安心な教育研究環境の確保
- 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
… 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

以上のことから、情報化、国際化、価値観の多様化、高齢化が進む社会にあって、将来を担う子ども達の教育に求められるのは、児童生徒の主体的な学びを支え、一人一人に自立、協働、創造に向けた力として「社会を生き抜く力」を培うことにあるといえます。また、持続可能な社会を実現する上でも、一人一人のもつ個性や能力を開花させ、人生を豊かにする人づくりが重要であるといえます。

したがって、震災からの復興途上にある本市の学校教育においても、学習指導要領に示された生きる力を育むとともに、特に、児童生徒が生涯にわたって能動的に学び続け、社会を生き抜く様々な力を身につけ、その成果を社会に活かしていく態度を養うことは重要なことでもあります。

あわせて、学校での集団活動や地域に根ざした教育活動を通じて、良好な人間関係を結ぶ力や他人を思いやる心、規範意識やモラルなど、社会性を育て、豊かな人間性を育むことを目指していきます。

東日本大震災からの教育の復興を踏まえ、人間として豊かな個性と社会に資する市民を育成するため、「生き抜く力」を身に付けた児童生徒を育てます。

2 気仙沼市義務教育環境整備計画の基本的な考え方

(1) 児童・生徒数の現状

気仙沼市の児童・生徒数の推移を昭和50年代以降から見ると、小学校の児童数は昭和54年度の9,445人を境に、中学校の生徒数は昭和57年度の4,815人を境に減少傾向が続いています。平成24年4月1日現在では、児童数は3,329人、生徒数は、2,010人となっており、児童数は昭和54年度の約35%、生徒数は昭和57年度の約42%まで減少しています。平成24年4月1日現在の0歳児の住民基本台帳登録数は369人となっており、平成30年に小学校20校に入学したとして、1校当たりの入学児童数は約19人と予想されます。

(2) 学校規模と配置の現状

① 学校規模の現状

少子化に、震災の影響が加わり、児童・生徒数の減少によって学校の小規模化が進み、学力の維持向上や社会性の育成、学校の活力等で課題となっています。

平成24年度以降、県の標準的な学校規模の基準（小学校は1学年2学級以上合計12学級以上、中学校は1学年3学級以上合計9学級以上）に当てはまる学校は、小学校では、震災の影響で転入児童が増加した九条小学校と統合によって児童数が増加した気仙沼小学校、そして、松岩小学校、面瀬小学校の4校である。中学校では、気仙沼中学校、松岩中学校、条南中学校の3校であり、平成25年度以降、中学校では、標準的な学校規模の基準を満たす学校はなくなることが予想されます。

また、1学級を2学年以上で構成する複式学級を持つ過小規模の小学校は、平成24年4月現在で6校あり、学年1学級ずつの小規模の小学校は5校で、今後の児童数の減少によっては、過小規模校の増加が予想されます。中学校でも生徒数の減少により学年2学級の確保が難しくなるなど、学校の小規模化が進行しています。

② 学校配置の現状と課題

現在の学校は、ほとんどが明治から昭和初期にかけての旧村単位で設置され、学校を中心に生活圏や文化圏が形成されてきています。離島（大島地区）には、小・中学校が隣接して1校ずつ設置されています。

平成24年4月1日現在で、唐桑地域（旧唐桑町）には小学校3校、中学校2校、旧気仙沼市には小学校13校、中学校8校、本吉地域（旧本吉町）には小学校4校、中学校は3校が設置されており、小学校20校、中学校13校、合計で33校となっています。

急速な少子化で学校の一層の小規模化が進んでいる現状では、地域で果たす学校の機能に配慮しながら、適正な学校配置を行う必要があります。

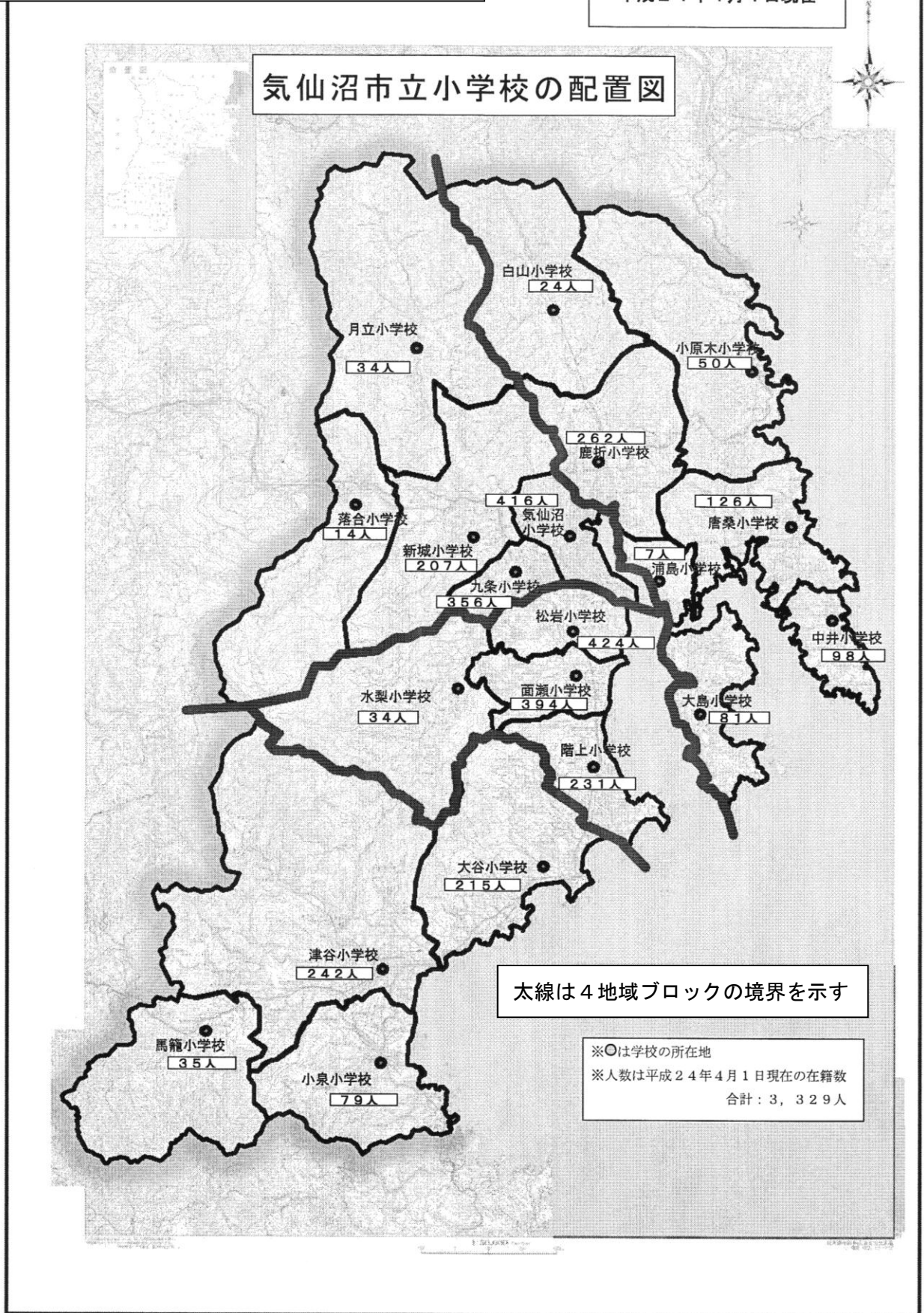


図1 気仙沼市立小学校の配置図

平成24年4月1日現在

気仙沼市立中学校の配置図

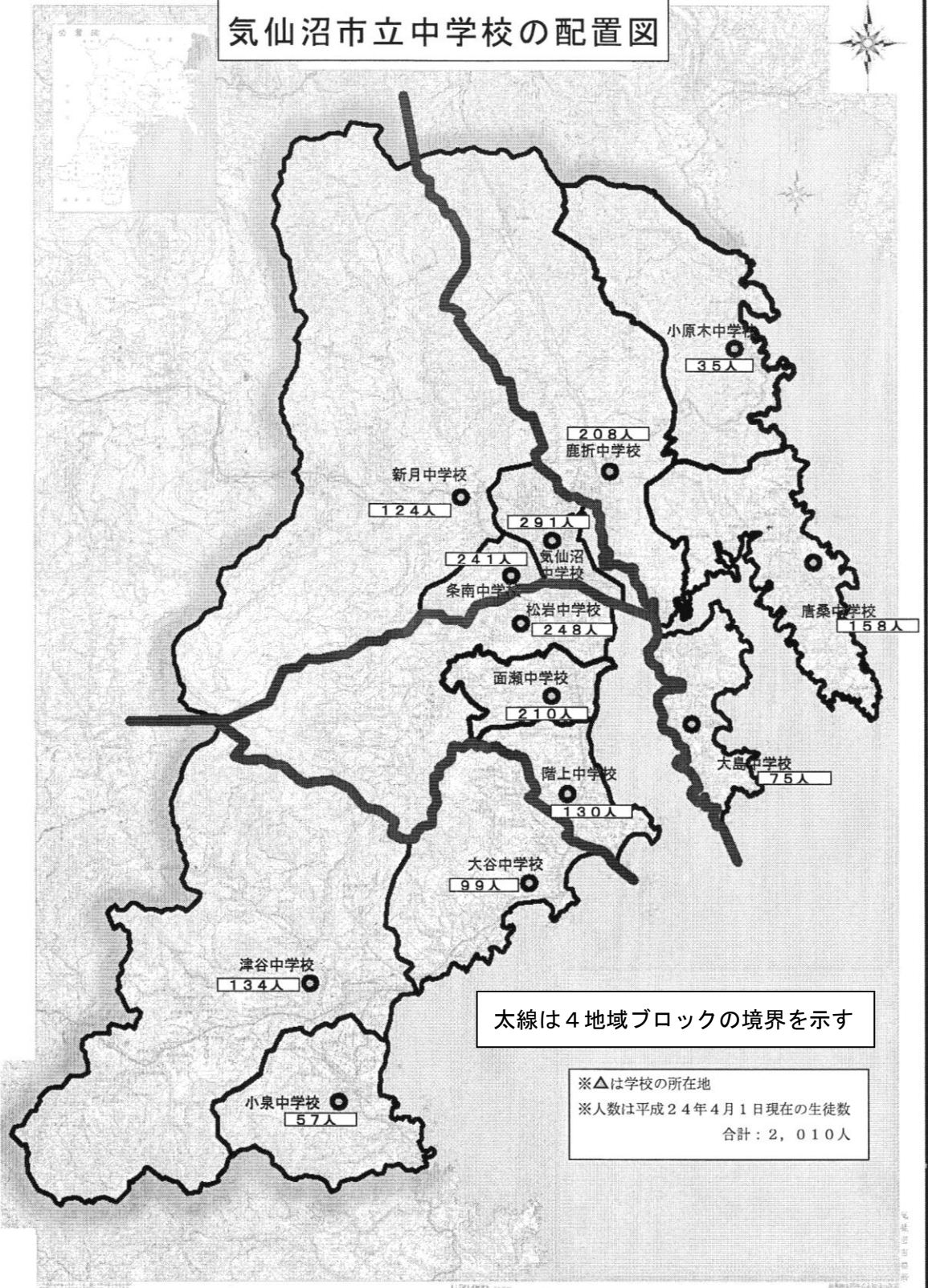


図2 気仙沼市立中学校の配置図

(3) 本市立学校の学校規模・学校配置の考え方

本市の学校規模・配置の適正化にあたっては、答申で示された内容を基に、望ましい義務教育環境のもとで児童生徒が教育を受けることができるよう、以下を踏まえて実施していきます。

① 望ましい学校規模

学校教育の教育効果を高め、教育活動の充実を図るためには、望ましい学校規模を確保する必要があります。

学習面、生活面、学校運営面から、以下のような学校規模を確保することを目指します。

① 学習面

- 児童生徒が学び合う機会を大切にし、学ぶ意欲を高め、学力向上に向けた学習形態の工夫を行える複数の学級が編制できる規模。
- 中学校では、教科の免許を持った教員が適切に配置できる規模。
- 生徒の希望する多様な部活動を設置できるような規模。

② 生活面

- 豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい規模。
- 集団生活の中で切磋琢磨すること等を通して、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい規模。

③ 学校運営面

- 教員が相互に指導方法の工夫改善ができるように、1学年2学級以上あり、各教科の教員を配置できる規模。
- 校務分掌が適切に配分され、緊急時や問題発生時に教職員が協力体制を組むことができる規模。

② 学校規模・配置の適正化の基準

本市の学校規模・配置の適正化を図るとともに、小・中学校それぞれに義務教育の水準の維持・向上や教育の機会均等を保障するためにア学級規模、イ学校規模、ウ通学距離について基準を設定しました。

今後の義務教育環境整備計画の推進に当たっては、本基準を踏まえて行います。

ア 学級規模

学級編制に係る法令の改正状況を勘案しながら、35人学級を順次拡大していく。

「35人学級」は、多様な学習活動の展開や望ましい人間関係作りの面からもメリットが多く、現在、国の法令や県の条例によって、小学1年生、2年生、中学1年生で実施しています。

今後、法令の改正状況に応じて35人学級を順次行っていきますが、国や県に対して35人学級の拡大を要望していきます。

イ 学校規模

【小学校】 1学年2学級以上を基本とする。

【中学校】 1学年3学級以上を基本とする。

学習指導要領は一定の集団を前提にしています。学力面でみると、活用力や応用力、コミュニケーション能力を育成するには、集団による学び合いや磨き合いなどが必要であり、社会性は、行事や当番活動、遊びなどの集団生活を体験して身につけていきます。

そこで、小学校においては、クラス替えが可能となる「1学年2学級以上を基本とする」とし、中学校においては、教科研究や指導の充実を図るために、特に国語、社会、数学、理科、英語に複数の教員を配置し実技系教科に教員が配置できるような「1学年3学級以上を基本とする」としました。この基準に当てはまらない場合は、基準に近づくよう、統合や通学区域の再編等を行います。

③ 通学距離

法令に準じ、通学距離をおおむね小学校は4キロメートル、中学校は6キロメートルとし、それを超える場合には、通学にかかる支援を行う。

通学距離に関しては、法令に準拠し、小学校4キロメートル、中学校6キロメートルを基準としました。統合や通学区域の再編等により、この範囲を超える場合には、定期券の補助やスクールバスの運行等の支援を行います。

適正規模を確保しようとするとう通学距離が遠距離となる傾向があります。通学時間が学校生活に負担を及ぼす場合には、過小規模校であっても学校を存続させるなど、児童生徒が安全に無理なく通学できるように学校配置を行います。

その際は、過小規模校と近隣校との交流活動や学校行事の合同開催等を行うなど、児童生徒の学習環境の整備に努めていきます。

3 気仙沼市義務教育環境整備計画の推進にあたっての基本的な事項

(1) 地域ブロックでの実施

地理的状況や地域形成の歴史的な背景等を踏まえて、本市を4地域（①唐桑・鹿折・大島，②気仙沼・新月，③松岩・面瀬・階上，④本吉）に分け、統合・通学区域の再編を進めていきます。児童・生徒数や地域の状況の推移によっては、必要に応じて、地域ブロックを超えて検討を行います。

(2) 地域との協働

統合や通学区域の再編等に当たっては、保護者・地域住民の皆様の理解と協力を得るよう努めながら、地域と協働して進めていきます。

(3) 通学の安全確保や施設整備

統合や通学区域の再編等に伴い、通学距離の基準を超える場合には、登校・下校時刻、放課後の部活動等、状況を把握してスクールバスを運行するなど、経費負担が通学距離によって不公平とならぬよう配慮していきます。統合先の学校施設については、既存の施設を可能な限り利用することとし、改善が必要なものは整備を行います。

(4) 学校施設や跡地利用について

学校施設や跡地利用については、地域コミュニティの中での学校の役割を踏まえ、教育委員会と市長部局で協議し、地域住民の皆様の意見を聴きながら、将来的な見通しのもと、有効に活用できるよう検討していきます。

4 配慮する事項

(1) 複式学級の解消への理解

複式学級は本来一つの学年で構成する学級を、人数が一定以下のためにやむを得ず二つの学年で編制する学級です。複式学級をもつ過小規模校は、一人一人の活躍の場が多いうえ、教師の目が届きやすく地域全体で子どもを見守ることができる等のよさもあります。しかし学力や社会性は一定の集団活動を通して培われ、児童生徒が「集団活動を通して人生に必要な物事や態度を学ぶ」という学校の機能を果たすためには一定の規模は必要です。複式学級の解消については保護者・地域の皆様の理解や協力が得られるよう粘り強く説明していきます。

(2) 地域コミュニティとの関わり

本市は、学校が地域に積極的に関わって学習活動を多く展開し、E S D（持続発展教育）を推進するなど、地域に貢献できる人材の育成に結びつく教育活動に積極的に取り組んでいます。

統合や通学区域の再編は、児童生徒が関わる地域が広がることを意味します。今後も児童生徒が地域と関わる教育活動を行い、地域コミュニティが豊かに築かれるように支援を行います。

(3) 災害への対応

各学校とも、学校規模や地理的状況等に応じて、防災指導の徹底と防災教育の充実、避難訓練の充実に努めています。特に、スクールバスを運行する地域においては、災害時のマニュアルを整備し、様々な状況の中で最善の避難態勢を組むなど、保護者や地域の皆様や児童生徒の不安を解消し安心して通学できるよう条件整備を進めます。

(4) 児童生徒の心のケアへの対応

学校が統合する場合には、統合への期待のほかに不安も生じるものと考えられます。事前に合同行事や授業、合同参観、合同研修会など、児童生徒や保護者、教職員間の交流を積極的に行うことや統合後、早く学校生活に慣れ、不安が解消できるように心情に寄り添う指導を心がけるなど必要な配慮を行います。統合にかかわる教職員の加配申請やスクールカウンセラーの配置等、関係機関に要望し心のケアに充実に努めます。

(5) 閉校後の学校の記録や歴史の保存

統合先の学校には、閉校した学校の足跡が後々にも残るように、写真や各種記念誌等を保存することや学校の歴史を振り返ることができるような場を確保することに努めます。

(6) 地域懇談会や統合準備会の実施

統合や通学区域の編成等の実施に当たっては、地域懇談会を開催して、保護者・地域住民の皆様と意見交換を行うなど、理解と協力が得られるよう努めるとともに、統合準備会を立ち上げ、統合に向けた計画等、実務内容を十分協議して進めます。

5 統合・通学区域の再編等の具体的な実施にあたって

(1) 地域懇談会の開催

教育委員会では、気仙沼市義務教育環境検討委員会の具体的な学校配置の案をもって、平成24年6月27日から8月9日まで、全小学校区20か所で地域懇談会を実施しました。懇談会では、子ども達の環境を大切にしたいという保護者・住民の願いと地域の拠点となってきた学校に対する思いが述べられました。懇談会の結果は、その後の答申作成に活かされました。

義務教育環境整備計画が実施されるに当たり、保護者・地域住民との話し合いは必要不可欠であると考えています。今後、各学校単位等で地域懇談会を開催し、率直な意見交換を行いながら、児童生徒にとって望ましい義務教育環境の整備に向けて取り組んでいきます。

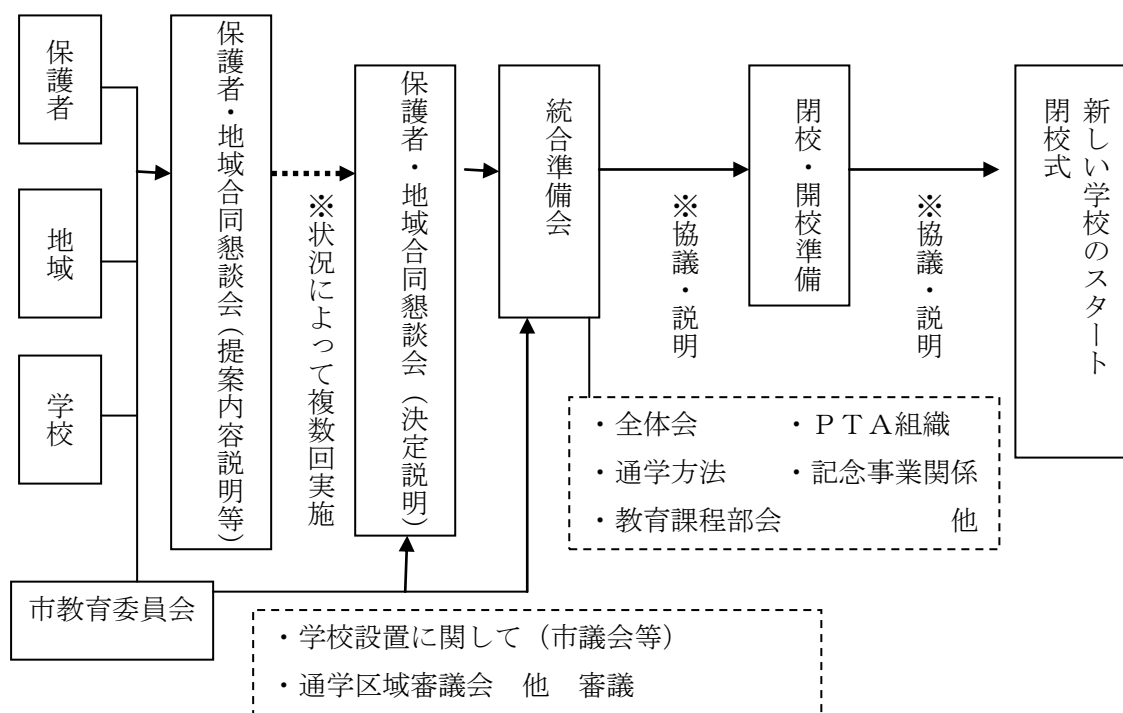
懇談会の結果は、必要であれば、他の部局との間でも情報共有し、課題解決に向け協議するなど、統合や通学区域の再編に望ましい形で活かしていきます。

(2) 統合準備会の設置と運営

統合や通学区域の再編等の具体的な進行については、当該学校間での協議が必要となります。その際には、当該学校の教職員だけでなく、保護者や地域住民の代表者が協議していくこととなります。市教育委員会では、協議が円滑に進むように学校、保護者、地域住民の代表からなる「統合準備会」を設置し、学校、保護者、地域住民が通学手段の確保、教育課程の編成や学校運営等の整合性、児童生徒の交流や心のケア、PTA組織の検討等を協議し、統合に向けた活動を主体的、協働的に進められるよう支援します。特に、スクールバスの運行等、通学手段に関わる内容については、地理的状況や道路状況等の情報把握を行い、学校を通じて、保護者の皆様から要望やご意見をいただきながら、安全な通学手段を確保していきます。

(3) 統合に向けた計画の概要

統合・通学区域の再編により、学校を統合する際は次のような流れで新しい学校がスタートする前年度から準備を進めていきます。準備に際しては、保護者・地域の皆様との懇談を重ね、理解と協力を得て協働体制で実施できるよう配慮します。



Ⅱ 気仙沼市義務教育環境整備の実施計画

1 市立小・中学校の統合の予定年度

平成24年度から平成33年度までの10年間で3段階に分け、年次ごとの統合や通学区域の再編について、小学校、中学校ごとにそれぞれまとめました。

本整備計画は気仙沼市義務教育環境検討委員会から提出された答申を踏まえて作成したものです。統合や通学区域の再編は、答申で示された年次計画を基に、統合の対象校の児童・生徒数、学級数の推移や地域の地理的状況などを踏まえて検討しました。計画の実施に当たっては、市民の皆様との話し合いを重ね、ご理解とご協力をいただくよう努めながら、義務教育環境整備を推進していきます。また、防災集団移転、災害公営住宅整備等、居所の動向が見えてくる平成27年度に整備計画の見直しを行います。

(1) 統合や通学区域の再編

【小学校】 ※第2段階以降は、平成27年度に整備計画の見直しを行うため（ ）とした。

地域	平成24～26年度	平成27～29年度	平成30～33年度
唐桑 鹿折 大島	唐桑小 中井小 小原木小 鹿折小 浦島小 白山小 大島小	唐桑小 中井小 (小原木小) 鹿折小 大島小	(唐桑小) (中井小) (鹿折小) (大島小)
気仙沼 新月	気仙沼小 九条小 新城小 落合小 月立小	気仙沼小 九条小 (新城小) (月立小)	気仙沼小 九条小 (新城小)
松岩 面瀬 階上	松岩小 水梨小 面瀬小 階上小	(松岩小) (水梨小) 面瀬小 階上小	(松岩小) 面瀬小 階上小
本吉	大谷小 津谷小 馬籠小 小泉小	大谷小 (津谷小) (馬籠小) 小泉小	大谷小 (津谷小) (小泉小)

<統合予定>

◇ 第1段階（平成24～26年度）…緊急性のある統合

- ① 浦島小学校は、平成25年4月からの鹿折小学校との統合を進めます。
- ② 白山小学校は、通学の安全や災害時の避難等安全対策への保護者理解のもと、平成26年4月からの浦島小学校と統合後の鹿折小学校との統合を進めます。
- ③ 落合小学校は、通学の安全や災害時の避難等安全対策への保護者理解のもと、平成26年4月からの新城小学校との統合を進めます。

◇ 第2段階（平成27～29年度）…複式学級解消に向けた統合

- ① 小原木小学校は、複式学級が生じる場合、通学の安全や災害時の避難対応などを確認し、検討した上で、保護者並びに地域住民の理解を得ながら、平成29年4月までに唐桑小学校との統合を進めます。
- ② 月立小学校は、平成27年度の出生数や居所動向等の実態、通学路の整備を確認し、検討した上で、保護者並びに地域住民の理解を得ながら、平成29年4月までに新城小学校との統合を進めます。
- ③ 水梨小学校は、平成27年度の出生数や居所動向等、住宅建設を含めた復興状況を把握し、検討した上で、保護者並びに地域住民の理解を得ながら、平成29年4月までに松岩小学校との統合を進めます。
- ④ 馬籠小学校は平成27年度の出生数や居所動向等、住宅建設を含めた復興状況を把握し、検討した上で、通学路の安全を確保し、保護者並びに地域住民の理解を得ながら、平成29年4月までに津谷小学校との統合を進めます。

◇ 第3段階（平成30年～33年度）…適正規模・配置化を目指した統合

- ① 中井小学校は、複式学級が生じる場合、唐桑小学校との統合を検討します。
- ② 大島小学校は、架橋完成後、道路の整備状況や人口動向等をみて、複式学級が生じる場合、鹿折小学校との統合を検討します。
- ③ 小泉小学校は、複式学級が生じる場合、児童数や居所状況等を踏まえながら、津谷小学校との統合を検討します。

【中学校】 ※第2段階以降は、平成27年度に整備計画の見直しを行うため（ ）とした。

地域	平成24～26年度	平成27～29年度	平成30～33年度
唐桑 鹿折 大島	唐桑中 小原木中 鹿折中 大島中	唐桑中 鹿折中 大島中	唐桑中 (鹿折中) (大島中)
気仙沼 新月	気仙沼中 条南中 新月中	気仙沼中 条南中 新月中	(気仙沼中) (条南中) 新月中
松岩 面瀬 階上	松岩中 面瀬中 階上中	松岩中 面瀬中 階上中	松岩中 面瀬中 (階上中)
本吉	大谷中 津谷中 小泉中	大谷中 (津谷中) (小泉中)	(大谷中) (津谷中)

<統合予定>

◇ 第1段階（平成24～26年度）…緊急性のある統合

- ① 小原木中学校は、小規模化が著しくなることから、通学の安全や災害時の避難対応などを確認し、保護者並びに地域住民の理解を得ながら、平成26年4月からの唐桑中学校との統合を進めます。

◇ 第2段階（平成27～29年度）…規模の小さい学校の統合

- ① 小泉中学校は、生徒数の減少が続くことから学習や部活動の一層の充実を図るため、平成27年度に出生数や居所動向等、地域の復興状況を把握し安全に通学できるかどうかを検討した上で、保護者並びに地域住民の理解を得ながら、平成29年4月までに津谷中学校との統合を進めます。

◇ 第3段階（平成30～33年度）…適正規模・配置化を目指した統合

- ① 大島中学校は、架橋完成後、道路の整備状況や人口動向等を踏まえ、保護者並びに地域住民の理解を得ながら、鹿折中学校等との統合を検討します。
- ② 気仙沼中学校と条南中学校は、生徒数の推移や道路の整備状況等を確認し、学年3学級の適正規模化を図るため、保護者並びに地域住民の理解を得ながら、統合を検討します。
- ③ 大谷中学校は、生徒数の減少が続く場合は、通学路の整備や安全の確保等を確認し、保護者並びに地域住民の理解を得ながら、階上中学校との統合を検討します。

【統合の実施予定年度】※（ ）の統合年度は、状況に応じて前後する場合があります

段階	年度	小学校	中学校
第1段階	25年	鹿折小と浦島小	
	26年	鹿折小と白山小，新城小と落合小	唐桑中と小原木中
第2段階	27年		
	28年		
	29年	(新城小と月立小) (唐桑小と小原木小) (松岩小と水梨小) (津谷小と馬籠小)	(津谷中と小泉中)
第3段階	30年		
	31年		
	32年		
	33年	(唐桑小と中井小) (津谷小と小泉小) (鹿折小と大島小)	(階上中と大谷中) (鹿折中と大島中) (気仙沼中と条南中)

(2) 平成27年度の整備計画の見直し

復旧・復興途上の現時点では人口や居所動向等予測しにくい状況があります。災害公営住宅や防災集団移転など住宅整備が進む平成27年度に市教育委員会が各地域の人口、児童生徒の居所動向並びに今後の見通し等を確認し、その結果を踏まえて、整備計画の見直しを行います。また、各学校の児童・生徒数の状況や推移によっては、保護者・地域住民の皆様から意見をいただきながら、地域ブロックを越えた統合や通学区域の再編等も視野に整備計画を実施していきます。

◇ 見直しの観点と具体的方策 【確認項目等】

ア 出生数と児童・生徒数の変化

- 人口や出生数，児童・生徒数を把握し，今後の推移を予測する。

【人口や出生数，全市及び学校ごとの児童・生徒数の推移】

イ 地域コミュニティの変化

- 居所の状況や地域コミュニティの状況と変化を把握する。

【災害公営住宅，防災集団移転等の状況，児童生徒の居所状況，自治会組織等の状況】

ウ 復興の状況

- 気仙沼市震災復興計画の進捗状況, 公共施設や道路などの社会基盤の整備状況を把握する。
【三陸縦貫自動車道, 大島架橋等道路整備状況, 交通網の変化, 公共施設の整備状況】

2 推進にあたって

具体的な統合や通学区域の再編等の推進にあたっては, 保護者や地域の皆様との懇談会を実施し, ご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。また, 統合の準備作業については, 統合準備会を設置し, スクールバスの運行や通学路の安全, 統合する学校の児童生徒の交流や統合後の学校の教育課程等の調整など, 協議・検討する場を設定してまいります。